

一般社団法人ハンドメイド石けん協会
会員規約

一般社団法人ハンドメイド石けん協会(以下、甲という)は、甲の事業の一つである会員制度について、以下のように定めます。甲に入会したものは、以下の規約を了承したものとします。

第1章 組織
(総則)

第1条 甲はその正式名称を「ハンドメイド石けん協会」(英文名 Handmade Soap Association 略称 HSA)と称します。

第2条 甲は主たる事務所を、東京都中央区九段北 に置きます。

第3条 甲の事業目的は以下のとおりです。

1. 手作り(特にコールドプロセス製法)によって作られる石けんの調査・研究
2. 手作り(特にコールドプロセス製法)によって作られる石けんの作り方の安全に関する基準の策定
3. 手作り(特にコールドプロセス製法)による石けんを安全に作り楽しむことのできるハンドメイド石けんマイスターの育成と認定
4. 石けん(主にコールドプロセス製法による)製品の認定
5. 石けんの製造・販売
6. 石けんの作り方に関するセミナー、講習会の開催
7. 石けんに関する雑誌、図書、資料等の出版および販売
8. 石けんに関する国内外関係機関との交流、協力、連携
9. 前各号に掲げるものの他、上記の目的を達成するために必要な事業

第4条 甲は前第3条の事業目的を実施するにあたり、「ハンドメイド石けん協会規約」(以下、規約という)を定め、会員制度(以下、本会という)を運営します。

(会員)

第5条 本会の会員は甲の議決権を有しない会員であり、その種類は2種類です。

1. 一般会員:甲が開催する各種イベント等に参加するために入会した者
2. 賛助会員:甲の事業を援助するために入会した者

(入会)

第6条 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書を提出し、甲の承認を得て本会の会員となる事ができます。

(会費)

第7条 本会の会員は、毎年4月1日から翌年3月31日を1年の会期として、会費を支払う義務を負います。会費の金額は、新年度の始まる2ヶ月前までに告知します。

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、所定の退会届を提出する事で退会することができます。退会届提出後即時に会員としての身分はなくなります。ただし、納入済みの会費の返却いたしません。

(除名)

第9条 以下の様な事態が発生した場合は、甲は会員を本会から除名することができます。

1. 会員が本協会の名誉を毀損し、もしくは本協会の目的に反するような行為をしたとき、または会員としての義務に違反したとき。
2. 会費の納入期限を3ヶ月以上過ぎても会費を納入しないとき。
3. 会員が本会の理事会の注意、指示に反する言動または行為を為し、その注意や指示に従わないとき。
4. 甲の理事の3分の2の決議により除名を決定したとき。

(会員名簿)

第10条 本会は、会員の氏名または名称お呼び住所を記載した名簿を作成し、甲の主たる事務所に保管します。

第2章

(会員向け事業)

第11条 第5条1項、2項の会員の目的に沿った活動を行なうために以下の事業を行います。

1. ウェブサイトの開設
2. メールマガジンの発行(年4回以上)
3. 会報の発行(年1回以上)
4. 資格登録制度の運営(ハンドメイド石けんマイスター資格)
5. その他、イベント等の事業

(ハンドメイド石けんマイスターの登録)

第12条 本会の会員でかつ以下の条件をすべて満たす者は、甲の発行する資格である「ハンドメイド石けんマイスター」に登録することができます。

1. 本会の会員である者
2. 本会の登録されているハンドメイド石けんマイスターのハンドメイド石けんマイスタースクールを受講し、推薦番号の発行を受けた者
3. 甲が主催する「ハンドメイド石けんマイスター認定講習会」を受講した者
4. ハンドメイド石けんマイスタースクール運営規程について確認し、マイスターとしての「誓約書」を提出した者。

(誓約書の内容とハンドメイド石けんマイスター運営規定)

第13条 第12条の誓約書に記載されるハンドメイド石けんマイスタースクール運営規定は以下のとおりです。

1. マイスターが同じくマイスター候補者の推薦を前提に運営される講習会を「ハンドメイド石けんマイスタースクール」(以下、スクールという)と称します。また、略して石けんマイスタースクール、またはマイスタースクールと称します。
2. スクールは、手作り石けんの安全と法律に関する知識を熟知した上で、手作り石けんの楽しみを広めるために開催します。
3. 製造や販売に関する法律を自ら厳重に守り、生徒に教えます。
4. 危険物の取扱については細心の注意を払い、取り扱う際には、講師・生徒ともに必ずゴーグル・マスク・手袋等の防護用具の着用を厳しく義務付けます。
5. 教室は、生徒一人あたり1.65平方メートル(1畳)以上の大きな窓や換気扇により換気できる空調のよい場所を使用します。
6. 加湿・保湿を必要とする場合は直火(コンロ等)を使用せず、電気器具(IH等)を用います。ただし、十分な注意を払った場合はこの限りではありません。
7. 講習会は、合計14時間以上を少なくとも2日間以上に分けて実施すること。
8. テキストは、BABジャパン出版局の「基礎からきちんと手作りマイスターブック」(以下、テキストという)を生徒1人1冊ずつ購入し、使用します。
9. 実習としてテキスト Chapter1のペットボトルソーブメイキングの実習は必ず行います。また、Chapter3のボウルを使用した石けん作りの実習についても実習するか又は受講者が作った石けん必ず確認します。
10. ペットボトルソーブメイキングのペットボトルと植物油は、協会指定材料を使用します。
11. 苛性ソーダの残り・石けんだねの残渣等は、環境を汚さないように処分する事。
12. 教育にあたっては、著作権の取扱に注意し、引用の際は必ず、著作権者の権利に留意します。
13. マイスターとしての自身の体調に注意します。体調がすぐれない時に毒劇物を取り扱う教室は開催し

ません。

14. 知識を広めるサービス業であることを自覚し、生徒との関係性を良好に保ちます。
15. インターネットの掲示板、SNS 等の公共コミュニケーションの場における発言は充分留意し、他の者が発信する誹謗中傷等を拡散しません。
16. 甲の発行する資格等の名義を使用した講座などにおいて、発生した民事上の争いについては、自らの責任において解決します。
17. 受講修了者には、修了の証として修了番号を記載した書類を交付します。
18. 講習会の開催時には甲が運営する講習会保険の届け出を提出し保険に加入します。
19. その他、ハンドメイド石けん協会の主旨に賛同し、協会活動に合致した教育を行います。
20. 自ら推薦した者(生徒)がハンドメイド石けんマイスター認定後、取り消しか、それに準ずる問題が発生した場合、その問題解決に協力します。
21. 上記の規定違反または疑わしいときには、理事会の注意・指示に従います。また、理事会の決定によりマイスター資格の停止や取消があっても不服を申し立てません。

第14条 前条 17 項の推薦番号を発行するマイスターは、発行日時点において、マイスター認定をうけてから3ヶ月以上経過していること。

第15条 ハンドメイド石けんマイスター認定講習会(以下、認定講習会という)は、手作り石けんを楽しむための安全知識、コンプライアンス等を学ぶものです。本会のウェブサイト上で、日時・会場等の情報を告知します。ウェブサイトから申し込み、当日会場にて講習会の受講後に誓約書と引き換えに認定証が交付されます。認定講習会の料金は、6,000 円、認定料は 2,000 円(いずれも税別)です。

第16条 ハンドメイド石けんマイスターの登録は、本会の会員を継続する限り有効です。退会後は無効となります。

第17条 甲の理事会は、3 分の2の議決によりハンドメイド石けんマイスターの資格を取り消す事ができます。また、同一の者が再度資格を取得するためには、再度取得するために理事会が指示した事柄に従い、取消後、6 ヶ月以上経過した後に開催される認定講習会に参加する必要があります。

(その他の資格制度)

第18条 ハンドメイド石けんマイスター資格を取得した本会の会員は、さらにほかの派生する資格を取得することができます。その他の資格については、別途これを定めます。

第19条 その他、協会が認定した資格の登録は、本会の会員を継続する限り有効です。退会後は無効となります。

第20条 甲の理事会は、3 分の2の議決により、その他の資格を取り消す事ができます。また、同一の者が再度その資格を取得できるかは、甲の理事会で決定します。

(付則)

第21条 甲は会期終了前 3 ヶ月の予告により、本会の存続を中止し、会期の終了と同時に解散することができます。

第22条 甲は本会の規約を会員の承認なしに変更する事ができます。会期中に変更する場合は、変更した規約の告示は施行の 1 ヶ月以上前に行うものとします。また、規約の変更について意義のある場合は、会員は本会を退会する事ができ、また当該年度の会費の返却を求める事ができます。

第23条 本会の運営にあたり紛争が生じた場合の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

一般社団法人ハンドメイド石けん協会
告示 2015 年 8 月 20 日
施行 2015 年 9 月 20 日